

# 特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

## <ユニット型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和3年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)											介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険負担限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (日)	日常生活継続支援加算 (日)	看護体制加算Ⅰ (日)	看護体制加算Ⅱ (日)	夜勤職員配置加算Ⅰ (日)	個別機能訓練加算Ⅰ (日)	個別機能訓練加算Ⅱ (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (日)	褥瘡マネジメント加算 (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)						
要介護1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	27,094			第1段階			
														第2段階	820	390	64,604
														第3段階	1,310	650	87,854
														第4段階	2,006	1,720	142,600
要介護2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	29,543			第1段階			
														第2段階	820	390	67,053
														第3段階	1,310	650	90,303
														第4段階	2,006	1,720	145,049
要介護3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	32,178	所定単位数 × 加算率 8.3%	所定単位数 × 加算率 2.7%	第1段階			
														第2段階	820	390	69,688
														第3段階	1,310	650	92,938
														第4段階	2,006	1,720	147,684
要介護4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	34,689			第1段階			
														第2段階	820	390	72,199
														第3段階	1,310	650	95,449
														第4段階	2,006	1,720	150,195
要介護5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	37,076			第1段階			
														第2段階	820	390	74,586
														第3段階	1,310	650	97,836
														第4段階	2,006	1,720	152,582

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

\* 1単位あたり10.45円の計算となります。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

\* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算①(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、口腔衛生管理加算Ⅰ(90単位/月)、口腔衛生管理加算Ⅱ(110単位/月)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、看取り介護加算Ⅰ(72単位/死亡日、45日前~31日前144単位/日死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)褥瘡マネジメント加算(10単位/月)、認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)、認知症専門ケア加算Ⅱ(4単位/日)生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位/月)、生活機能向上連携加算Ⅱ(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、ADL維持等加算Ⅱ(60単位/月)、自立支援促進加算(300単位/日)、排泄支援加算Ⅰ(10単位/月)、排泄支援加算Ⅱ(15単位/月)排泄支援加算Ⅲ(20単位/月)

※その他費用

\* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和3年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)												介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	居住費	食費	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (円)	日常生活継続支援加算 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅱ (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (円)	褥瘡マネジメント加算 (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)						
要介護1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	54,188	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	2,006	1,720	<b>169,694</b>	
要介護2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	59,086			2,006	1,720	<b>174,592</b>	
要介護3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	64,356			2,006	1,720	<b>179,865</b>	
要介護4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	69,347			2,006	1,720	<b>184,853</b>	
要介護5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	74,152			2,006	1,720	<b>189,658</b>	

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

\* 1単位あたり10.45円の計算となります。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

\* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算①(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、口腔衛生管理加算Ⅰ(90単位/月)、口腔衛生管理加算Ⅱ(110単位/月)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、看取り介護加算Ⅰ(72単位/死亡日、45日前~31日前144単位/日死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)褥瘡マネジメント加算(10単位/月)、認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)、認知症専門ケア加算Ⅱ(4単位/日)生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位/月)、生活機能向上連携加算Ⅱ(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、ADL維持等加算Ⅱ(60単位/月)、自立支援促進加算(300単位/日)、排泄支援加算Ⅰ(10単位/月)、排泄支援加算Ⅱ(15単位/月)排泄支援加算Ⅲ(20単位/月)

※その他費用

\* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和3年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)												介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	居住費 (円)	食費 (円)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (円)	日常生活継続支援加算 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅱ (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (円)	褥瘡マネジメント加算 (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)						
要介護1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	54,188	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	2,006	1,720	<b>196,757</b>	
要介護2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	59,086			2,006	1,720	<b>204,135</b>	
要介護3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	64,356			2,006	1,720	<b>212,009</b>	
要介護4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	69,347			2,006	1,720	<b>219,511</b>	
要介護5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	74,152			2,006	1,720	<b>226,734</b>	

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

\* 1単位あたり10.45円の計算となります。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

\* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算①(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、口腔衛生管理加算Ⅰ(90単位/月)、口腔衛生管理加算Ⅱ(110単位/月)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、看取り介護加算Ⅰ(72単位/死亡日、45日前~31日前144単位/日死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)褥瘡マネジメント加算(10単位/月)、認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)、認知症専門ケア加算Ⅱ(4単位/日)生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位/月)、生活機能向上連携加算Ⅱ(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、ADL維持等加算Ⅱ(60単位/月)、自立支援促進加算(300単位/日)、排泄支援加算Ⅰ(10単位/月)、排泄支援加算Ⅱ(15単位/月)排泄支援加算Ⅲ(20単位/月)

※その他費用

\* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。